

通所介護重要事項説明書

社会福祉法人 愛生会

愛生苑デイサービス かがやき

通所介護重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 047-480-8817（午前8時30分～午後5時45分まで）

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 愛生苑デイサービス かがやき（名称）の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	愛生苑デイサービス かがやき
所 在 地	千葉県八千代市大和田新田346-1
介護保険指定番号	通所介護（千葉県第1272600907号）
サービスを提供する対象地域*	八千代市全域

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者		1名（1）		管理者	1名（1）
生活相談員		2名（1）		相談員	2名（1）
機能訓練指導員		0名（ ）	3名（ ）	機能訓練	3名（ ）
事務職員		0名（ ）	0名（ ）		0名（ ）
介 護 ・ 看 護 職 員	看護師	0名（ ）	3名（ ）	看護師	3名（ ）
	介護福祉士	2名（1）	1名（ ）	相談員 介護職	3名（1）
	ホームヘルパー 1～2級修了者	名（ ）	1名（ ）	介護職	1名（ ）
	初任者研修	0名（ ）	0名（ ）	介護職	0名（ ）
	その他	1名（ ）	4名（ ）	運転手 介護職	5名（ ）

（ ）内は、男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定 員	28名	静養室	1室 1床
食堂兼機能訓練室	1室 88.37㎡	相談室	1室
浴 室	一般浴槽とリフト浴槽があります。		
		送迎車	4台

(4) 営業時間

月～日	午前8時30分～午後5時45分
-----	-----------------

※緊急連絡先電話 047-480-8817

(5) 第三者評価の実施状況

- ・実施しておりません。

3. サービス内容

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談 等

4. 料 金

(1)

①通常規模型通所介護費 通所介護 I 5 (7時間以上8時間未満の場合)

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要介護度1 658単位	6,876円	688円 (1割) 1,376円 (2割) 2,064円 (3割)
要介護度2 777単位	8,120円	807円 (1割) 1,615円 (2割) 2,421円 (3割)
要介護度3 900単位	9,405円	941円 (1割) 1,881円 (2割) 2,822円 (3割)
要介護度4 1,023単位	10,690円	1,069円 (1割) 2,138円 (2割) 3,207円 (3割)
要介護度5 1,148単位	11,996円	1,200円 (1割) 2,399円 (2割) 3,599円 (3割)

- ・地域区分の上乗せ割合として、当施設は「5級地」の区分になりますので総単位数に、10.45円上乗せとなります。

②入浴介助加算Ⅰ 40単位／回

1回あたり自己負担額41円（1割）82円（2割）123円（3割）

入浴中の利用者の自立生活支援の為の見守りの援助を行い、日常生活動作能力などの向上の為に、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防の声掛け、気分の確認等を行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算させて頂く場合があります。

③介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率（9.0%）を乗じた単位数を算定致します。

④科学的介護推進体制加算 40単位／月

利用者に係るデータをL I F Eに提出してフィードバックを受ける事で発生する加算になります。

⑤昼食代 730円

⑥おやつ代 50円

⑦その他

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少時の対応あり。

※リハビリパンツは、自宅で使用されている物をご持参下さい。

※レクリエーションにかかる費用は、別途実費がかかり、材料費として1日150円の費用を徴収致します（手芸、工作等、おとなの学校を行う際の材料費）

（2）支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までに利用者へ送付しますので翌々月20日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金集金、口座引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

直接、施設にお申し込み下さい。生活相談員が利用についてご説明します。

6. 当施設のデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- ② 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年4回施設内研修及び外部研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①送迎時間の連絡は変更の際は、事前にご連絡致します。
- ②体調確認は苑、到着後バイタルチェックを行います。
- ③サービスの中止変更は、当日の午前8時半までにご連絡下さい。
- ④食費と活動費の中止する場合、利用当日の8時30分以降のキャンセルは、料金が発生致しますのでご注意ください。
- ⑤設備、器具の利用の際は事務所にお申し出下さい。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 防災時は職員の指示に従ってください
- (2) 防災設備 消化器、ガス漏れ複合型警報機、誘導灯を設備
- (3) 防災訓練 年2回実施
- (4) 防火責任者 石塚 晴仁

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 サービスの管理者・生活相談員等 電話 047-480-8817

(2) 当施設以外の苦情の受付

①八千代市 長寿支援課 電話 047-483-1151

②千葉県国民健康保険団体連合会

介護保険課 苦情相談窓口 電話 043-254-7428

10. 当社の概要

名称・法人種別

社会福祉法人愛生会

代表者役職・氏名

理事長 本田 眞一

本部所在地・電話番号

電話 047-459-8887

定款の目的に定めた事業

- 1 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
軽費老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
老人デイサービス事業の経営
老人短期入所事業の経営
老人介護支援センターの経営
小規模多機能型居宅介護事業の経営
認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- 3 公益を目的とする事業
居宅介護支援事業所
地域包括支援センターの経営
介護予防支援事業

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	<u>1ヶ所</u>
(予防) 短期入所生活介護	<u>1ヶ所</u>
軽費老人ホーム	<u>1ヶ所</u>
在宅介護支援センター	<u>1ヶ所</u>
(予防) 通所介護施設	<u>1ヶ所</u>
地域密着型施設	<u>1ヶ所</u>

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 千葉県八千代市大和田新田 3 4 6 - 1
名 称 社会福祉法人 愛生会
愛生苑デイサービス かがやき
説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所
氏名 印
(代理人) 住所
氏名 印

第一号通所事業重要事項説明書

社会福祉法人 愛生会

愛生苑デイサービス かがやき

第一号通所事業重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-480-8817（午前8時30分～午後5時45分まで）

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 愛生苑デイサービス かがやき（名称）の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	愛生苑デイサービス かがやき
所 在 地	千葉県八千代市大和田新田346-1
介護保険指定番号	第一号通所事業（千葉県第1272600907号）
サービスを提供する対象地域 *	八千代市全域

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同センターの職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者		1名（1）		管理者	1名（1）
生活相談員		2名（1）		相談員	2名（1）
機能訓練指導員		0名（ ）	3名（ ）	機能訓練	3名（ ）
事務職員		0名（ ）	0名（ ）		0名（ ）
介 護 ・ 看 護 職 員	看護師	0名（ ）	3名（ ）	看護師	3名（ ）
	介護福祉士	2名（1）	1名（ ）	介護職	3名（ ）
	ホームヘルパー 1～2級修了者	名（ ）	1名（ ）	介護職	1名（ ）
	ホームヘルパー 3級修了者	名（ ）	名（ ）	介護職	名（ ）
	その他	1名（ ）	4名（ ）	運転手 介護職	5名（2）

（ ）内は、男性再掲

(3) 同センターの設備の概要

定員	28名	静養室	1室 1床
食堂兼機能訓練室	1室 88.37㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽とリフト浴槽があります。		
		送迎車	4台

(4) 営業時間

月～日	午前8時30分～午後5時45分
-----	-----------------

※緊急連絡先電話 047-480-8817

(5) 第三者評価の実施状況

- ・実施しておりません。

3. サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談 等

4. 料金

(1)

①通所型サービス費 (1ヶ月につき)

	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
要支援1 1,798単位	18,789円/月	1,879円/月 (1割)
		3,758円/月 (2割)
		5,637円/月 (3割)
要支援2 3,621単位	37,839円/月	3,784円/月 (1割)
		7,568円/月 (2割)
		11,352円/月 (3割)

・地域区分の上乗せ割合として、当施設は「5級地」の区分になりますので総単位数に、10.45円上乗せとなります。

②介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、サービス別加算率（9.0%）を乗じた単位数を算定致します。

③科学的介護推進体制加算 40単位／月

利用者に係るデータをL I F Eに提出してフィードバックを受ける事で発生する加算になります。

④昼食代 730円

⑤おやつ代 50円

⑥その他

※リハビリパンツやパット類は、現在使用されている物をご持参下さい。

※活動の材料費として1日150円の費用を徴収致します。

（2）支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までに利用者へ送付しますので翌々月20日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、現金集金、口座引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

直接、施設にお申し込み下さい。生活相談員が利用についてご説明します。

6. 当施設の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。
- ② 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年4回施設内研修及び外部研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ①送迎時間の連絡 変更の際は、事前にご連絡致します。
- ②体調確認 苑、到着後バイタルチェックを行います。
- ③サービスの中止変更 サービスの中止変更は、ご利用日当日の午前8時半までにご連絡下さい。
- ④サービス費のキャンセルについて
介護保険分の利用料については、月単位の定額料金の為キャンセル料は発生致しませんが、食費と活動費については、ご利用当日の8時30分までにご連絡がない場合は、料金が発生致しますのでご注意ください。
- ⑤設備、器具の利用 設備、器具の利用の際は事務所にお申し出下さい。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8. 非常災害対策

(1) 防災時の対応	<u>防災時は職員の指示に従ってください</u>
(2) 防災設備	<u>消火器、ガス漏れ複合型警報器、誘導灯を設備。</u>
(3) 防災訓練	<u>年2回実施</u>
(4) 防火責任者	<u>石塚 晴仁</u>

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターご利用者相談・苦情担当
担当 サービスの管理者・生活相談員等 電 話 047-480-8817

(2) 当施設以外の苦情の受付

①八千代市 長寿支援課 電 話 047-483-1151

②千葉県国民健康保険団体連合会
介護保険課 苦情相談窓口 電 話 043-254-7428

10. 当社の概要

名称・法人種別 社会福祉法人愛生会

代表者役職・氏名 理事長 本田 眞一

本部所在地・電話番号 047-459-8887

- 定款の目的に定めた事業
- 1 第一種社会福祉事業
特別養護老人ホームの経営
軽費老人ホームの経営
 - 2 第二種社会福祉事業
老人デイサービス事業の経営
老人短期入所事業の経営
老人介護支援センターの経営
小規模多機能型居宅介護事業の経営
認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
 - 3 公益を目的とする事業
居宅介護支援事業所
地域包括支援センターの経営
介護予防支援事業

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	<u>1ヶ所</u>
	短期入所生活介護	<u>1ヶ所</u>
	軽費老人ホーム	<u>1ヶ所</u>
	在宅介護支援センター	<u>1ヶ所</u>
	通所介護施設	<u>1ヶ所</u>
	地域密着型施設	<u>1ヶ所</u>

第一号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県八千代市大和田新田 3 4 6 - 1

名 称 社会福祉法人 愛生会
愛生苑デイサービス かがやき

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から第一号通所事業についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印